

県内各市町の健全化判断比率一覧

(単位: %)

	健全化判断比率			
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	・早期健全化基準: 11.25~15% ・財政再生基準: 20%	・早期健全化基準: 16.25~20% ・財政再生基準: (22決算) 35% (23決算~) 30%	・早期健全化基準: 25% ・財政再生基準: 35%	・早期健全化基準: 350%
大津市	- (11.25)	- (16.25)	2.1	-
彦根市	- (12.11)	- (17.11)	7.3	42.9
長浜市	- (11.68)	- (16.68)	2.3	-
近江八幡市	- (12.58)	- (17.58)	2.3	-
草津市	- (11.98)	- (16.98)	6.5	-
守山市	- (12.67)	- (17.67)	3.9	-
栗東市	- (12.83)	- (17.83)	15.0	131.4
甲賀市	- (12.10)	- (17.10)	8.0	65.6
野洲市	- (13.04)	- (18.04)	9.0	53.9
湖南市	- (12.95)	- (17.95)	9.1	31.6
高島市	- (12.67)	- (17.67)	9.3	22.6
東近江市	- (11.81)	- (16.81)	9.1	-
米原市	- (13.00)	- (18.00)	6.2	-
市平均	-	-	5.8 [6.9]	- [26.8]
日野町	- (14.47)	- (19.47)	6.3	62.6
竜王町	- (15.00)	- (20.00)	9.7	-
愛荘町	- (14.57)	- (19.57)	5.3	3.7
豊郷町	- (15.00)	- (20.00)	1.2	-
甲良町	- (15.00)	- (20.00)	11.3	3.8
多賀町	- (15.00)	- (20.00)	7.7	60.6
町平均	-	-	6.8 [6.9]	15.6 [21.8]
市町平均	-	-	5.9 [6.9]	- [25.2]

※()内の数値は、各市町の早期健全化基準を表す。
 ※市平均、町平均、市町平均は各比率を加重平均により求めた数値。
 なお、[]内の数値は、単純平均により求めた数値。